



浄化槽をお使いの皆様へ

# 浄化槽の法定検査を受けましょう

～適正な維持管理と正しい使用で、キレイな水をお子様へ～



10月1日は  
「浄化槽の日」です。

## 浄化槽管理者の3つの義務とは？

### ① 保守点検

常に汚水が正しく処理されるよう、微生物の管理や附属機器の点検・調整、消毒剤の補充等を行います。県知事(宮崎市は宮崎市長)の登録を受けた保守点検業者と契約しましょう。

### ② 清掃

槽内に溜まった汚泥の引き抜き、機器の洗浄、清掃を行います(年に1回以上)。市町村の許可を受けた清掃業者へ依頼しましょう。

### ③ 法定検査(年1回)

浄化槽が正常に機能している事を総合的に判断するための検査で、水質・外観・書類検査を実施します。

水質検査

外観検査

書類検査

## 正しい使用を心がけましょう

### ① 浄化槽のプロワー電源は切らない

電源を切ると微生物が死んで処理できなくなります。



### ② 台所では使用済みの油や食べ残しを排水口に流さない

浄化槽には食べ残しや油を処理する機能はついていません。三角コーナーやネットを取り付けるようにし、油は流さないようにしましょう。



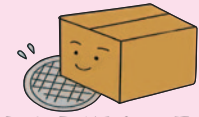
### ③ 劇薬を使って掃除をしない

塩酸などの薬品が流れ込むと微生物が弱ったり、死んだりして浄化槽が正常に機能しなくなります。



### ④ 浄化槽の上に物を置かない、フタは必ずしめておく

浄化槽の破損や点検等の障害になります。



宮崎県指定検査機関

公益財団法人 宮崎県環境科学協会

☎0985-51-4331

〒880-0911 宮崎市大字田吉 6258-20

環境みやざき推進協議会事務局(地球温暖化対策地域協議会)

エコアクション21 地域事務局みやざき

ホームページ: <http://www.miyazaki-kankyo.or.jp/>